

○学校法人創価大学職員倫理綱領

平成16年4月1日制定（綱領）

改正

平成21年3月28日

1 総論

創価大学は、社会の発展と世界平和に寄与する人材を輩出するために、池田大作先生によって創立された大学であり、その根本指針として創立者が提唱された「建学の三精神」を掲げている。

本学に集う全ての教員・職員・学生は、創立者を敬愛し、平等にこの建学の精神の下に集った同志である。各人が建学の精神を永遠の指針として、それぞれの立場を尊重しながら、力を合わせて創価大学発展に尽力するべきであると考える。

とくに職員は、建学の精神を守り、その具現化を念頭におき、常に自己研鑽に精励し、業務の向上・改革に努めなければならない。建学の精神こそが私学の命であり、根本の実践規範かつ目的だからである。

さらに創立者が開学以来掲げてきた「学生第一」「学生のための大学」という基本方針を堅持して、本学の教育・研究活動を全面的に支援し推進していく責任がある。そして創立者を慕い集う学生を、社会に有為な人材に育成し、その期待に応えていかなければならない。

以上のような使命と責任を考えるとき、大学という教育の最高学府の職員に求められるのは、社会規範に則った責任ある行動であり、大学に関わる全ての人々の基本的人権を尊重し、とりわけ学生の学ぶ権利を守ることを最第一としていくべき、確固たる倫理観である。

ここに創価大学職員が遵守すべき倫理を綱領として示し、その内容を尊重し実践する中で、創価大学発展に尚一層尽力していきたい。

2 各論

(1) 創価大学に対する倫理

創価大学職員は、創価大学の目的の達成に向け、貢献する。

ア 建学の精神を尊び、その実現に尽くす。

イ 創価大学の名誉と信用を傷つける行為を行わない。

ウ 法令および学内諸規則を誠実に遵守する。

エ 教育・研究活動の支援を第一とし、他の教員・職員と協力し、業務にあたる。

オ 前例踏襲から価値創造へと、職員が自己改革に努め、業務向上のための努力を常に怠らない。

カ 本学の資産を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的にのみ使用する。また、公私の区別を厳格にし、本学の資源を私的利益のために用いない。

キ 取引のある業者等との関係は、公正を期する。

(2) 学生に対する倫理

創価大学職員は、学生の人格を尊重し、学生第一の大学を目指す。

ア 学生からの意見・要望・批判には真摯に耳を傾け、その対応に努力する。

イ 学生の成長を願い、育成するとともに、学生の学習活動を支援する。

ウ 業務の遂行にあっては、誠実を旨とし、粗暴かつ権威的な態度で学生と接しない。

エ 人間教育の最高学府に勤める職員として、学生の模範となる品徳ある行動をとる。

オ 学生の人格および人権を尊重し、いかなる差別、ハラスメントおよび人権侵害を行わない。

(3) 同僚に対する倫理

創価大学職員は、同僚職員・教員の固有の立場と職務を理解し、協力して創価大学の発展向上に努める。

ア 同僚職員・教員に敬意をもって接し、いかなる差別、ハラスメントおよび人権侵害を行わない。

イ 同僚の意見に真摯に耳を傾け、また同僚の評価を公正な視点で誠実に行う。

ウ 互いに尊重し合い、創価大学発展のために、立場・年齢を越えて団結する。

エ 同僚であっても、反社会的行為を行った者に対しては、厳正に正す。

(4) 社会に対する倫理

創価大学職員は、その立場の公共性から、社会のルールを守り、社会の発展と向上に貢献する。

- ア 法律を遵守し、教育機関に従事する者として責任ある行動をとる。
- イ 社会への協力を惜しまず、地域社会との共存を目指す。
- ウ 大学支援者、卒業生及び学生の保護者に対して、敬意をもって接する。
- エ 学生が、社会規範に則った行動を身につけるよう、その指導と育成にあたる。
- オ 教育研究活動において高い倫理観を保持し、教育研究活動におけるあらゆる不正行為が起こらない環境を整備する。
- カ 入学試験にあたっては、その公正かつ適正な実施に努める。
- キ 正確な情報を積極的に公開するとともに、個人情報の保護、業務上知り得た秘密の保持及び知的財産権の尊重に細心の注意を払う。
- ク 環境問題を大学が社会的責任を果たしていく上で重要な課題の一つとして認識し、常に環境の保全や資源の保護を心がけた活動を推進する。
- ケ 安全衛生に対する意識を高め、その確立に向け不断の努力を重ね、不測の事態に対しては、迅速、的確に対処する。

以上

附 則（平成21年3月28日）

この綱領は、平成21年4月1日から施行する。